

曹建明主編

WTO与中国司法審判

〔法律出版社・二〇〇一年二月〕

中国のWTO加入は、中国の経済発展のみならず、立法・行政と司法に対しても大きな影響を与えている。中国の司法活動を如何にWTO加盟後の状況に適応させるかを研究し、司法改革と司法公正を推し進めることは、中国の司法活動にとっても重要で、切迫した任務である。最高人民法院は裁判官のWTOに関する法律知識を強めるために、副院長である曹建明教授に本書を編集させ、国家法官学院法官養成シリーズの教材の一つにした。

本書は四編、一八章から成り、およそ四〇万字あまり。第一編は「WTOの基本法律制度」、第二編は「WTOの中国に関する法律制度の影響」、第三編は「WTOと中国の司法裁判」、第四編は「WTOのミレニアムラウンドにかかわる問題と司法動向」である。

「中国がWTOに加盟した後には、WTOの規則に従い事を行うことは、WTOのメンバーとして当然の義務である」と指摘しているが、このことは中国国内の関連する法律法規と政策に対して修正を行い、完全なものに調整をし、国内法をWTOの協議および規則と適応させることである。最高人民法院は国内法と判例に基づいて、貿易・投資・サービスマ貿易・知的所有権・司法プロセスなどの面で、またWTOの規則に関する司法解釈を制定、完成する。同時に、司法審査の法律制度を確立し、司法救済のプロセスを立ち上げ、司法裁判の透明度を増し、WTO加盟後の中国の裁判活動をさらに有効・公平・公正にさせることが求められている。本書ではWTO規則と国際経済法に熟知したハイレベルの裁判官・弁護士並びに法律に関わる人材の多くを養成しなければならぬ、と指摘している。

(郭翔)

●関連書籍

劉德標主編『加入WTO后中国涉外經濟貿易法律實施体系与規則』中国方正出版社、二〇〇一年一月

劉文華主編『WTO与中国金融法律制度的衝擊与規避』、中国城市出版社、二〇〇一年一月

趙維田著『世貿組織(WTO)的法律制度』、吉林人民出版社、二〇〇〇年一月

郭翔著『犯罪与治理論』、中華書局、二〇〇二年八月